

地方公務員給与と地方の自主性に関する緊急要請

先般の衆議院議員選挙における自由民主党の政権公約では、「地方公務員を含む公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減」するとされており、また、先般の「国と地方の協議の場」において、国側から、国家公務員給与の臨時特例の減額措置に合わせて、地方公務員給与も減額するよう要請するとともに、地方交付税の削減を行いたい旨の主張があったところである。

しかしながら、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処することを目的として制定された、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」においては、今年度から2年間、国家公務員給与を平均7.8%引き下げる臨時特例措置を実施することとしつつも、地方公務員の給与については、同法附則第12条において、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされている。

これまで地方は、厳しい財政状況等を踏まえ、国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、国を上回る総人件費の削減を実施するとともに、東日本大震災に係る被災地の復興支援においては、職員の派遣をはじめ積極的に取り組んでいる。

もとより、地方公務員の給与は、基本的に地方自治体において自主的に決定すべきものであって、地方公務員の給与額の決定に関して国が干渉することは、地方分権の根幹に関わる問題であり、地方自治体の自主性を阻害するものである。

また、来年度国家予算の財源ねん出のために、地方の財源を短兵急にかつ一方的に削減し、国の方針に従わせようとすることは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」附則第12条に反するだけでなく、これまで国を上回る大幅な人員削減による総人件費の削減などの不断の行財政改革を実施している地方として、到底容認できるものではない。

よって、国は、地方の自主性を尊重すべきであり、地方公務員給与の決定に国の方針の押し付けを行わないこと。

また、特に、国家公務員給与の臨時特例の減額措置に合わせて、地方財政計画や地方交付税の算定において削減することは厳に行うべきではないこと。

以上、強く要請する。

平成25年1月21日

全国市長会